

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書	11	3	3	(3)	1)	⑥			提出書類	③ 参加資格審査申請書兼誓約書（参-様式3） 参加要件確認書（火葬炉運転企業）（参-様式3（別紙6）※1）	③ 参加資格審査申請書兼誓約書（参-様式3） 参加要件確認書（火葬炉運転企業）（参-様式3（別紙6）※1）
2	入札説明書	11	3	3	(3)	1)	⑥			提出書類	⑥ 入札参加辞退届（参-様式6）	⑥ 入札参加辞退届（参-様式6）※1
3	入札説明書	21	3	5	(2)	2)				提案審査	提案価格のほか、設計・建設、維持管理及び運営等の提案内容及び市の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。	入札価格のほか、設計・建設、維持管理及び運営等の提案内容及び市の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。
4	入札説明書	23	4	1						入札価格の算定方法	支払方法説明書に示す市が支払うサービス購入料A～Dの合計金額を提案価格とすること。	支払方法説明書に示す市が支払うサービス購入料A～Dの合計金額を入札価格とすること。
5	入札説明書	別紙1-1								リスク分担表 共通 法制度・税制度 許認可リスク	9 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）	9 (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の変更 (2) 消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更（税率の変更を含む）法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）
6	入札説明書	別紙1-1								リスク分担表 共通 法制度・税制度 許認可リスク	10 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）	10 上記の(1)又は(2)以外の法令の変更 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）
7	要求水準書	-								目次	別紙6 浄化槽設置届出書 別紙7 松山市斎場火葬件数実績（過去5年間） 別紙8 光熱水費の実績（過去2年間） 別紙9 アスベスト含有調査資料 別紙10 火葬・予約受付フロー	別紙5-6 霊灰塔参考図面 別紙6 浄化槽参考資料 別紙7 松山市斎場火葬件数実績（過去5年間） 別紙8 光熱水費の実績（過去2年間） 別紙9 アスベスト含有調査資料 別紙10 火葬・予約受付フロー 別紙11 松山市斎場の火葬件数予測
8	要求水準書	8	1	7	(1)		②			要求水準の変更事由	② 火災や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、または業務内容が著しく変更されるとき。	② 災害や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、または業務内容が著しく変更されるとき。
9	要求水準書	10	1	9						燃料費及び光熱水費の負担	ただし、ライフサイクルコストの低減を踏まえた環境負荷低減の提案は可能とする。	ただし、 <u>燃料費については</u> 、ライフサイクルコストの低減を踏まえた環境負荷低減の提案は可能とする。
10	要求水準書	13	2	1	(4)					下水道	・「別紙6 浄化槽設置届出書」参照。	・「別紙6 浄化槽参考資料」参照。
11	要求水準書	22	2	5	(3)	8)	①			給湯室	① 流し台、コンロ（IH）、給湯設備（電気温水器）、 <u>冷蔵庫、棚</u> を設置すること。	① 流し台、コンロ（IH）、給湯設備（電気温水器）、 <u>冷蔵庫、棚</u> を設置すること。
12	要求水準書	23	2	5	(5)	2)	①			霊灰塔	なお、隣接する納骨堂は、 <u>周辺の植栽</u> も含めて現状維持とする。	なお、隣接する納骨堂は、 <u>周囲のフェンスの内側</u> も含めて現状維持とする。
13	要求水準書	30	2	7	(5)	1)	③			排ガス等検査	③ 排ガス基準及び臭気基準に係る排ガス検査は、竣工年度を初回としてその後年1回以上、1排気系列連続運転で、 <u>火葬炉14基全てを対象に実施すること</u> 。また、騒音及び振動基準に係る検査も、同時期に実施すること。	③ 排ガス基準及び臭気基準に係る排ガス検査は、竣工年度を初回としてその後年1回以上、1排気系列連続運転で <u>実施すること</u> 。 <u>排ガス検査の対象は任意の2炉とするが、初回は火葬炉14基全てを対象に実施すること</u> 。また、騒音及び振動基準に係る検査も、同時期に実施すること。
14	要求水準書	36	2	8	(1)	1)	①			予約システムの構築及び運営	① 本施設における予約受付の対象施設は、火葬・待合室及び <u>多目的室・霊安室</u> とし、予約を受付できるシステムを構築し、運営すること。	① 本施設における予約受付の対象施設は、火葬・待合室及び <u>多目的室・霊安室</u> とし、予約を受付できるシステムを構築し、運営すること。
15	要求水準書	50	4	2	(3)		①			全体要件		・別紙5-6 霊灰塔参考図面

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前			修正後				
											内容	作成	提出	内容	作成	提出		
16	要求水準書	54	5	2	(6)	1)	②			提出書類	全体	長期修繕計画書	供用開始前	供用開始前	全体	長期修繕計画書	工事完成図書提出後 3か月以内	工事完成図書提出後 3か月以内
17	提案審査様式集 (Word、Excel)	8	3				②			提案図面等 提出書類 火葬炉計画	火葬炉計画 (縮尺適宜) ・ (略)		1	A3	火葬炉計画 (縮尺適宜) ・ (略)		2	A3
18	支払方法説明書	9	4	5	(1)	2)				サービス購入料 A-2	毎年度6月、9月、12月及び1月の各末日を締切日とし、各締切日から7開庁日までに、市に請求する。				毎年度6月、9月、12月及び3月の各末日を締切日とし、各締切日から7開庁日までに、市に請求する。			
19	支払方法説明書	11	5	1項	(2)	3)	①			対価改定の算定に用いる指標	・ 対価改定の算定に用いる指標は、「建設物価 (一般財団法人建設物価調査会) 建築費指数統計表 都市別指数《高松》構造物平均」のうち事業者が提案した構造の「工事原価」を基本とし、入札日及び協議開始日の属する月の確報値とする。				・ <u>本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く) の施設整備業務における対価改定の算定に用いる指標は、「建設物価 (一般財団法人建設物価調査会) 建築費指数統計表 都市別指数《高松》構造物平均」のうち事業者が提案した構造の「工事原価」を基本とし、入札日及び協議開始日の属する月の確報値とする。</u> ・ 「 <u>現斎場解体・撤去及び跡地整備業務</u> 」における対価改定の算定に用いる指標は、「建設物価 (一般財団法人建設物価調査会) 建築費指数統計表 都市別指数《高松》構造物平均」の構造「RC」の「工事原価」を基本とし、入札日及び協議開始日の属する月の確報値とする。			
20	特定事業契約書(案)	19	3章	10節	42条	1項				事業者による本施設の引渡し	事業者は、本施設引渡予定日において、本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く。) に係る工事完成確認通知書の受領と引き換えに、別紙8の様式による目的物引渡書を市に交付することにより、本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く。) の引渡しを行い、事業者は、事業者の負担において、 <u>その所有権を市に取得させる。</u>				事業者は、本施設引渡予定日において、本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く。) に係る工事完成確認通知書の受領と引き換えに、別紙8の様式による目的物引渡書を市に交付することにより、本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く。) の引渡しを行い、事業者は、事業者の負担において、 <u>その所有権を市に取得させるとともに、本施設引渡日後速やかに、本施設 (現斎場跡地駐車場等を除く。) に係る必要な登記手続きを完了させるものとする。</u>			
21	特定事業契約書(案)	21	4章	1節	47条	1項				指定管理者としての指定	年度別協定書の原案は、事業年度ごとに市がこれを作成し、事業者に示す。				年度別協定書の原案は、事業年度ごとに市がこれを作成し、事業者に示す。 <u>なお、物品販売業務は、公の施設としての設置目的に含まれず、事業者は行政財産の目的外使用許可を取得し、物品販売業務を実施するために必要な許認可を自らの責任で取得維持することを要する。</u>			
22	特定事業契約書(案)	23	4章	1節	51条	5項				維持管理業務及び運營業務の実施					<u>5 事業者は、物品販売業務に係る自動販売機の台数や販売内容を変更する場合は、市の承諾を得ることを要する。</u>			
23	特定事業契約書(案)	24	4章	1節	55条	1項				本施設に係る燃料費及び光熱水費等の負担	市は、維持管理業務及び運營業務のために必要となる燃料、水道、ガス、電気、 <u>通信 (テレビ・インターネット)</u> 等の供給業者との間でこれらの供給に係る契約を締結し、事業者はかかる契約の締結に必要な協力を行う。				市は、維持管理業務及び運營業務のために必要となる燃料、水道、ガス、電気等の供給業者との間でこれらの供給に係る契約を締結し、事業者はかかる契約の締結に必要な協力を行う。 <u>(なお、通信 (テレビ・インターネット) 費の供給に係る契約は事業者が締結する。)</u>			

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前	修正後
24	特定事業契約書(案)	24	4章	1節	55条	2項				本施設に係る燃料費及び光熱水費等の負担	2 維持管理業務及び運營業務の遂行に当たって必要となる燃料費及び光熱水費は、契約関係書類に別段の定めがない限り、市の負担とする。	2 維持管理業務及び運營業務の遂行に当たって必要となる燃料費及び光熱水費は、契約関係書類に別段の定めがない限り、市の負担とする。 <u>維持管理業務及び運營業務の遂行に当たって必要となる通信（テレビ・インターネット）費並びに予約システム及び運営・支援システムに係る費用は、契約関係書類に別段の定めがない限り、事業者の負担とする。</u>
25	特定事業契約書(案)	25	4章	2節	57条	1項				本施設の修繕	事業者は、本施設に関し、維持管理業務計画書に定めのない修繕又は変更を行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の書面による承諾を得なければならない。かかる修繕又は変更は、全て事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。	事業者は、本施設に関し、維持管理業務計画書に定めのない修繕又は変更を行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の書面による承諾を得なければならない。かかる修繕又は変更は、全て事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。 <u>ただし、本施設に関し、突発的な事象が発生し、本事業の継続又は安全性の維持のために、維持管理業務計画書に定めのない修繕又は変更を行う緊急の必要性が発生した場合には、事業者は、市の事前の書面による承諾を得ることなく当該修繕又は変更を行うことができる。この場合、事業者は、事前に当該修繕又は変更の内容その他の必要事項を市に通知する。</u>
26	特定事業契約書(案)	25	4章	2節	57条	3項				本施設の修繕	3 事業者は、 <u>本施設の引渡しが完了される日までに</u> 、本施設に係る長期修繕計画書を作成の上、これを市に提出し、その確認を受けるとともに、提出後においても必要に応じて定期的に見直しを行い、かかる見直しの都度、市に提出し、その確認を受ける。市は、原則として、 <u>維持管理・運営期間終了後に</u> 長期修繕計画書を参考として大規模改修を実施するものとし、 <u>事業者は、維持管理・運営期間終了までに大規模改修を行う必要性が生じないよう本施設の保全予防に努める。</u>	3 事業者は、 <u>工事完成図書提出後3か月以内に</u> 、本施設に係る長期修繕計画書を作成の上、これを市に提出し、その確認を受けるとともに、提出後においても必要に応じて定期的に見直しを行い、かかる見直しの都度、市に提出し、その確認を受ける。市は、原則として、 <u>維持管理・運営期間終了後に</u> 長期修繕計画書を参考として大規模改修を実施するものとする。
27	特定事業契約書(案)	25	4章	3節	59条					収納事務等	収納事務	収納事務等
28	特定事業契約書(案)	26	4章	3節	59条	2項				収納事務等		<u>2 物品販売業務に係る売上金は、事業者に帰属するものとし、事業者は、松山市行政財産の使用料徴収条例（昭和45年松山市条例第21号）に基づき、物品販売業務の実施に本施設の目的外使用に係る使用料を市に支払わなければならない。</u>
29	特定事業契約書(案)	29	6章	2節						現齋場跡地駐車場等以外の本施設引渡し前の契約解除等	本施設の引渡し前の契約解除等	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の契約解除等
30	特定事業契約書(案)	29	6章	2節	67条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	現齋場跡地駐車場等以外の本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等
31	特定事業契約書(案)	29	6章	2節	67条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本事業契約の締結日以後、事業者から市に対する本施設の引渡しまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。	本事業契約の締結日以後、事業者から市に対する本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡しまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前	修正後
32	特定事業契約書(案)	30	6章	2節	67条	3項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	3 本施設の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、サービス購入料のうち施設整備業務に係る対価の額(ただし、消費税及び地方消費税を含み、割賦金利を除く。)の10分の1に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。	3 本施設(現齋場跡地駐車場等を除く。)の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、サービス購入料のうち施設整備業務に係る対価の額(ただし、消費税及び地方消費税を含み、割賦金利を除く。)の10分の1に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。なお、第79条に基づき契約保証金が納付されているとき又は同条に基づき履行保証保険契約が締結されており、当該履行保証保険契約の保険金が支払われたときは、市は当該契約保証金又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金及び市の損害賠償請求権に充つることができる。
33	特定事業契約書(案)	30	6章	2節	67条	4項				本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	4 市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。	4 市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額のうち契約保証金又は履行保証保険契約の保険金額を上回る額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
34	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	68条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	本施設の引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等
35	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	68条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	本事業契約締結日以後、事業者から市に対する本施設の引渡しとなされるまでの間において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。	本事業契約締結日以後、事業者から市に対する本施設(現齋場跡地駐車場等を除く。)の引渡しとなされるまでの間において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。
36	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	69条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の法令変更による契約の解除	本施設の引渡し前の法令変更による契約の解除	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の法令変更による契約の解除
37	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	69条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の法令変更による契約の解除	本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第80条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。	本事業契約締結日以後、本施設(現齋場跡地駐車場等を除く。)の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第80条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前	修正後
38	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	70条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の不可抗力による契約解除	本施設の引渡し前の不可抗力による契約解除	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の不可抗力による契約解除
39	特定事業契約書(案)	31	6章	2節	70条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し前の不可抗力による契約解除	本事業契約締結日以後、事業者から市に対する本施設の引渡しがなされるまでの間において、第82条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項の規定にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。	本事業契約締結日以後、事業者から市に対する本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡しがなされるまでの間において、第82条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項の規定にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
40	特定事業契約書(案)	32	6章	3節						現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の契約解除等	本施設の引渡し後の契約解除等	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の契約解除等
41	特定事業契約書(案)	32	6章	3節	71条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等
42	特定事業契約書(案)	32	6章	3節	71条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	本施設の引渡し後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準を満たしていない場合の手続きは、モニタリング減額方法説明書の定めに従う。	本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡し後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準を満たしていない場合の手続きは、モニタリング減額方法説明書の定めに従う。
43	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	71条	1項	(9)			現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等		(9) 事業者の責に帰すべき事由により、 <u>現齋場跡地駐車場等引渡し予定日までに現齋場跡地駐車場等が完成しないとき。</u>
44	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	72条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	本施設の引渡し後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消し
45	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	72条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	本施設の引渡し後において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。	本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡し後において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。

No.	資料名	頁	第	1	(1)	1)	①	ア	他	項目名	修正前	修正後
46	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	73条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の法令変更による本指定の取消し	本施設の引渡し後の法令変更による本指定の取消し	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の法令変更による本指定の取消し
47	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	73条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の法令変更による本指定の取消し	本施設の引渡し後において、第80条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。	本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡し後において、第80条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。
48	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	74条					現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の不可抗力による契約解除	本施設の引渡し後の不可抗力による契約解除	現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の不可抗力による契約解除
49	特定事業契約書(案)	33	6章	3節	74条	1項				現齋場跡地駐車場等以外の本施設の引渡し後の不可抗力による契約解除	本施設の引渡し後において、第82条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項の規定にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。	本施設（ <u>現齋場跡地駐車場等を除く。</u> ）の引渡し後において、第82条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項の規定にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
50	特定事業契約書(案)	別紙1-3								用語の定義 光熱水費	電気、ガス及び水道を総称していう。	電気、ガス及び水道に係る費用を総称していう。